

国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議学生支援マネジメント・オフィス学生支援
部会設置要項

〔令和2年3月23日〕
規則第21号

改正 令和3年 5月18日規則第42号 令和4年 3月22日規則第43号
令和5年 2月28日規則第74号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程（平成27年規則第67号）第3条第2項に基づき、学生支援マネジメント・オフィスに、学生支援部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生に係る厚生、保健その他個人生活の援助に関すること。
- (2) 学生に係る授業外の諸活動の援助、調整などに関すること。
- (3) その他学生に係る厚生補導に関すること。

(組織)

第3条 部会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長1名
- (2) 大学院総合国際学研究所長の指名する副研究科長1名
- (3) 各学部長の指名する学部長補佐各1名
- (4) 大学院総合国際学研究所教授会から選出された者2名
- (5) 言語文化学部教授会及び国際社会学部教授会から選出された者各2名
- (6) 国際日本学部教授会から選出された者1名

(任期)

第4条 前条第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、毎年各半数が交替し、引き続き再任しないものとする。

- 2 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、第3条第4号、第5号及び第6号の委員の中から選出する。

- 2 部会長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(会議)

第6条 部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 部会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 部会に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会がこれを定める。

附 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要項施行後、最初に選出される第3条に規定する委員は、令和2年3月31日において東京外国語大学学部・大学院学生委員会規程第2条の規定により選出された委員を充て、その任期は、第4条の規定にかかわらず、それぞれの残任期間とする。

附 則

この要項は、令和3年5月18日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議学生支援マネジメント・オフィス学生支援部会設置要項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。